

令和5年11月21日（火）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 八木澤 朋宏

室長補佐 佐藤 英雄

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

青森県鉄鋼業及び電気機械器具等製造業（略称）最低賃金の改正決定 に関する答申について

－青森地方最低賃金審議会答申－

- 青森地方最低賃金審議会（会長 いしおかりゅうじ 石岡隆司）は、本年9月12日に青森労働局長から「青森県特定（産業別）最低賃金の改正」について諮問を受け、各産業別に専門部会を設置して調査審議を重ね、鉄鋼業及び電気機械器具等製造業（略称）を除く2業種（各種商品小売業、自動車小売業）については、10月16日に答申を行っていましたが、本日、審議を継続していた鉄鋼業及び電気機械器具等製造業（略称）最低賃金について、結論を取りまとめ、青森労働局長に対して答申を行いました。
- 今後は、この答申の内容についての異議申出（12月6日まで）に関する諸手続きを経て、青森県特定（産業別）最低賃金額が改正決定されることとなります（12月20日に官報公示予定、令和6年1月19日に改正決定発効予定）。

青森県特定（産業別） 最低賃金件名	答申内容	適用 労働者 数 （人）	改正前(R4. 12. 21)
	時間額 （引上額：引上率）		時間額 （前年の引上額：引上率）
鉄鋼業	992円 （34円：3.55%）	1,714	958円 （29円：3.12%）
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	927円 （39円：4.39%）	9,673	改正前(R4. 12. 21)
			888円 （29円：3.38%）

- 青森労働局及び各労働基準監督署においては、10月7日に改正発効している青森県最低賃金（時間額898円）及び12月21日に改正発効する2つの特定（産業別）最低賃金と併せて改正決定内容の周知徹底、履行確保を図っていくこととしています。

参 考

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未満の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、この場合、使用者に対して罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別（産業別）又は職種別に分類されますが、現在は、事業別（産業別）の最低賃金のみが設定されています。

（1）地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

（2）特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で225の最低賃金が定められています（令和5年10月16日現在）。

3 青森県の特定（産業別）最低賃金

青森県の特定（産業別）最低賃金は、次の4業種が設定されています。

（1）青森県鉄鋼業最低賃金

（2）青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

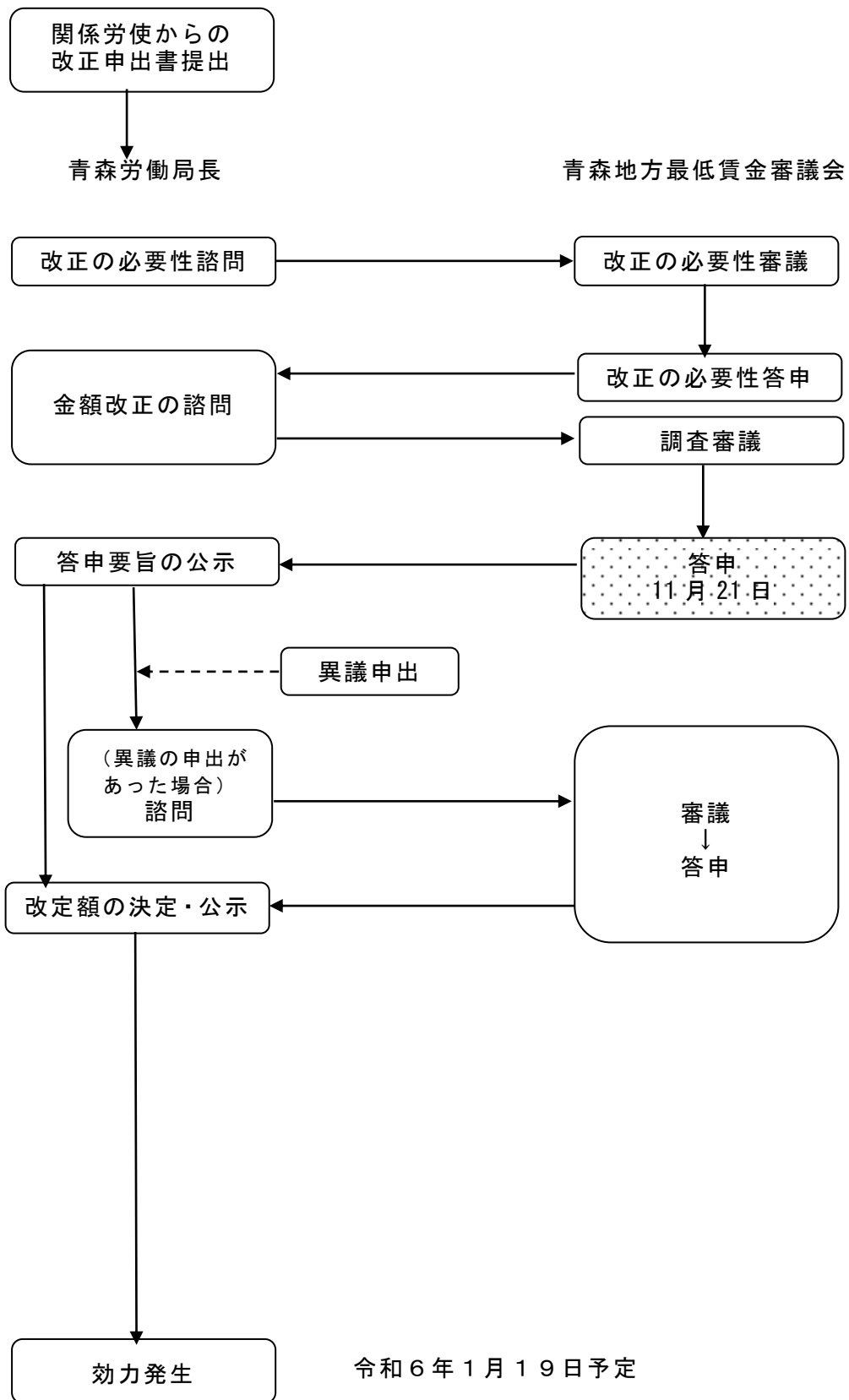
（3）青森県各種商品小売業最低賃金

（4）青森県自動車小売業最低賃金

4 最低賃金の公示及び発効

最低賃金の効力発生は、①官報公示の日から起算して30日を経過した日（法定発効）、②官報公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日（指定発効）、と規定されており、本年の青森県鉄鋼業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金においては、①の法定発効としています。

5 特定（産業別）最低賃金決定の仕組み



6 青森県特定(産業別)最低賃金の推移

(平成26年度以降)

業種	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
鉄鋼業	時間額 (円)	800	816	835	855	877	900	903	929	958	(992)
電気機械器具 等製造業	時間額 (円)	735	750	765	785	806	829	833	859	888	(927)
各種商品小売業	時間額 (円)	727	743	758	777	798	821	825	852	882	(921)
自動車小売業	時間額 (円)	766	782	798	817	838	861	864	890	919	(923)

注：令和5年度は、青森地方最低賃金審議会の答申内容である。

(参考：青森県最低賃金)

	年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
青森県 最低賃金	時間額 (円)	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898